平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇一

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	〇・九九
（新設）	（新設）

〇経済産業省令第六十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条第一項第五号の規定に基づき、容器保安規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年七月二十九日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～十一の二　［略］	一～十一の二　［略］
十一の三　医療用酸素用一般複合容器　アルミニウム合金ライナー製一般複合容器のうち、医療用の圧縮酸素を充塡するための容器	［新設］
十二～二十二　［略］	十二～二十二　［略］
二十二の二　ＦＣ四類容器　液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であつて次のいずれにも該当するもの又は前三号に掲げるガスを充塡する容器	［新設］
イ　温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が六・〇メガパスカル以下であるもの	
ロ　温度六十度における圧力の数値が四・八メガパスカル以下であるもの	
二十三　ＦＣ容器　ＦＣ一類容器、ＦＣ二類容器、ＦＣ三類容器及びＦＣ四類容器	二十三　ＦＣ容器　ＦＣ一類容器、ＦＣ二類容器及びＦＣ三類容器
二十四～二十五の二　［略］	二十四～二十五の二　［略］
二十六　耐圧試験圧力　次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充塡する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力（次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。）	二十六　耐圧試験圧力　次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充塡する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力（次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。）

高圧ガスの種類			
圧力（単位　メガパスカル）	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］